

横浜カーボンオフセットプロジェクト実施要領

制定 平成 30 年 7 月 20 日温プ第 223 号

改正 令和元年 5 月 31 日温プ第 80 号

改正 令和 3 年 3 月 1 日温プ第 346 号

1 目的

横浜カーボンオフセットプロジェクト（以下、「本事業」という。）は、横浜市において開催される大規模国際スポーツイベントに向けて、市民及び事業者に対し CO₂ 削減の取組への参加を促し、その削減分をカーボンオフセット等に役立てる取組である。これにより、環境に配慮したイベントを目指すとともに、市民及び事業者の温暖化対策に対する更なる意識向上の促進を目的とする。

2 用語の定義

「カーボンオフセット」とは、イベントなど様々な活動において、どうしても削減できない CO₂ 排出量の全部又は一部を他の場所での排出削減量で相殺（オフセット）することをいう。

3 本事業が対象とする CO₂ 排出量

横浜市において開催される大規模国際スポーツイベントに伴う CO₂ 排出量を対象とする。

4 募集対象

(1) 市民部門

省エネ行動の実施又は LED や省エネ機器等導入、ウォーキング、植樹等による CO₂ 削減分を提供できる者。

(2) 事業者部門

ア 本事業に CO₂ 削減分を提供できる事業者。（以下、「参加事業者」という。）

イ 市民等に対して市民部門への参加を呼びかけ、応募の支援を行う事業者。（以下、「サポーター」という。）

5 参加方法

(1) 市民部門

本要領に定める事項に同意した上で、必要事項を Web フォームへの入力等により

提出する。

(2) 事業者部門

本要領に定める事項に同意した上で、横浜市共創フロントテーマ型募集を通じて応募を行う。

ア 参加事業者

参加申込時には、横浜カーボンオフセットプロジェクト参加申込書【様式 1-1】及び CO₂ 削減取組に関するデータを提出する。

イ サポーター

登録申込時には、横浜カーボンオフセットプロジェクトサポーター登録申請書兼活動計画書【様式 2-1】を提出する。

市民等への参加呼びかけ及び応募の支援を実施後、実績報告として、指定の時期に、横浜カーボンオフセットプロジェクトサポーター活動実績報告書【様式 2-2】及び市民等の CO₂ 削減取組に関するデータを提出する。

サポーターの登録有効期間は登録受付の日の年度末とする。

6 参加者に対する特典

(1) 市民部門

参加者の中から抽選でオリジナルグッズを贈呈する。

(2) 事業者部門

ア 参加事業者

(ア) 横浜市は、参加受付した事業者（参加事業者）に対し、参加証を交付する。

(イ) 参加証の交付を受けた参加事業者は、横浜カーボンオフセットプロジェクトロゴマークを使用することができる。なお、ロゴマークについての詳細は別途「横浜カーボンオフセットプロジェクトロゴマークに関する使用原則」で定める。

(ウ) 横浜市は、横浜カーボンオフセットプロジェクトの広報を行う際、参加事業者名、取組内容等を必要に応じて掲載する。

イ サポーター

(ア) 横浜市は、サポーターに対し参加証を交付する。

(イ) 実績報告書を提出したサポーターは、横浜カーボンオフセットプロジェクトロゴマークを使用することができる。なお、ロゴマークについての詳細は別途「横浜カーボンオフセットプロジェクトロゴマークに関する使用原則」で定める。

(ウ) 横浜市は、横浜カーボンオフセットプロジェクトの広報を行う際、サポーター名、取組内容等を必要に応じて掲載する。

7 CO₂ 削減量の算定

横浜市は、申告された内容に基づき CO₂ 削減量を算定する。

8 CO₂削減分の取扱い

市民及び事業者により実施されたCO₂削減分は、横浜市が一括して保持することとし、市民や事業者が他の用途に使用することはできない。また、CO₂削減分に対する金銭的対価は発生しないものとする。

9 個人情報の取扱い

本事業に対して提供された個人情報は、本事業の実施の目的でのみ利用される。また、提供されたデータは、個人を特定しない形で公表することを可能とする。

なお、横浜市から受託した第三者の委託事業者が、提供されたデータを本事業の実施の目的で利用する場合、横浜市個人情報保護に関する条例に基づき取り扱う。

10 その他の注意事項

- (1) ダブルカウント防止のため、重複応募とみなされた応募は無効とする。
- (2) 本事業への協力については、横浜市と協議のうえ行う。
- (3) 市民又は事業者がCO₂削減分の提供先を指定することはできない。
- (4) 横浜市が行うCO₂削減量の算定方法を用いて算定した結果、CO₂削減効果が認められない場合、参加を受け付けない。
- (5) 参加事業者は、IR報告書等の法定書類にCO₂削減分提供の事実を記載できる。ただし、提供の事実を自らHPやメディア等に発信することはできない。

【改正履歴】

平成30年7月20日 施行

令和元年5月31日 改正

令和3年3月1日 改正